



たいせいグループ通信



2011年1月号 VOL. 86

(株)大成経営開発 統括室発行
熊本市田井島 1-3-50
TEL096-377-1101
FAX096-377-1114

Contents

1. 社長室から、こんど~です
2. 経営まめ知識：『健康力』について
3. FZC：いまさら聞けない相続税の仕組みシリーズ



大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。

(株)大成経営開発・・・財務会計総合コンサルティング (株)エイビスアソシエイツ・・・記帳代行、給与計算

<http://www.taiseikeiei.co.jp> <http://www.taisei-tokyo.co.jp> <http://www.taiseikeiei.co.jp>

(株)船井財産コンサルタンツ熊本・・・企業再生、相続、不動産 (株)アップワード エスト保険・・・生命保険、損害保険

<http://www.fzc-souzoku.com> <http://www14.ocn.ne.jp/~esthoken>

(株)大成アフェクション・・・居宅介護支援、通所介護事業 (株)大成グローバルトレーディング・・・商社・貿易業務

<http://www.taisei-gt.co.jp>

清永税理士事務所・飛石税理士事務所・今井税理士事務所・高木社会保険労務士事務所・竹馬社会保険労務士事務所・社会保険労務士秋岡事務所・URABE 社会保険労務士事務所・村上司法書士事務所・的場土地家屋調査士事務所・行政書士法人エド・ヴォン

社長室から、こんど～です



皆様新年明けましておめでとうございます。お正月いかがお過ごしでしたでしょうか？私は12月30日に東京より帰り熊本でお正月を迎えることができました。今年はどんな年になるのかなと、わくわくしています。個人的には健康管理に注意し楽しく仕事ができるようにします。

昨年12月に中国へ行ってきました。まずはそのお話からします。久しぶりに行きましたがすごいスピードで発展しているなと感じました。一番は洋服がみんなお洒落になっていました…

中国へ行ったのは中国の記帳代行会社の視察です。弊社もベトナムで記帳代行をやっていますが、もっともっと大きく進んでいました。スタッフ全員日本語が喋れてそれぞれが読み書きも出来ます。とても勉強になりました。そこは上海から一時間くらいの所、蘇州です。日本で報道されているような感覚は全く感じられない場所でした。

蘇州に工業園区と言う場所があります。園区の中には中国とシンガポールが共同で作った街、雰囲気も中国とは少し違って西洋風、国際合作の成功モデル地区があります。園区の発展目標は「国際的な競争力を有するハイテク工業パーク」国際化、近代化、情報化の生態型、革新型のニュータウンです。エリアは6つに分かれていて、科学技術革新、近代サービス業促進、生態保護産業促進、商業貿易物流業促進、ハイテク技術産業促進、レジャー観光リゾート促進エリア、となっています。

288万平方キロでその中で中国とシンガポールの合作エリアは80万平方キロ。日本の産経新聞は日本企業が生産拠点を海外にシフトする際の一番の候補地になったと伝えています。世界の企業が園区に会社を設立し優秀な人材を確保し発展し続けています。区内には短大以上の人材は14.3万人が働いています。ほとんどの企業が独資です。蘇州工業園区管理委員会に日本担当の人がいて日本語で対応してもらえます。もちろん会社の設立から人の採用などお手伝いしてくれます。



中国へと考えておられる方ぜひ一度見に行ってみるのもいいのではないのでしょうか？見て感じる事が一番です。日本も負けてはいられないなと思う反面、勝てないなとも思いました。

もっともっと世界に目を向け勝てる場所で勝負する事もいいのではないのでしょうか？

弊社も今年は、本業は当たり前ですが日本では介護事業のお手伝い、ベトナム進出企業のお手伝いに力をを入れて行きます。

グループ全員で今年も前へ前へと進みます。どうぞよろしくお願い致します。ありがとうございました。

(株)大成経営開発社長 近藤 記



社長ブログ：近藤社長の体と会社のダイエット日記
熊本：<http://www.taiseikeiei.co.jp/blog/s-blog>
東京：<http://www.taisei-tokyo.co.jp/blog/p-blog>

経営まめ知識：『健康力』について



みなさま！！お決まりの言葉ですが『明けましておめでとうございます！！』
今年もいい年でありますように！！21世紀になって早10年が過ぎました。みなさま去年はどのような年でしたでしょうか？
今月は正月ですので景気の話はやめまして、元気が一番という『健康力』について話をしてみたいと思います。

こう見えて私は、20年前から人間ドックへ毎年行っています。当時高齢の方も人間ドックに余り行っていなかった時代に、30歳の私なぜ人間ドックへ行き始めたのか？私は周りからは非常に健康に無頓着で、不健康な生活をしている様に見えるみたいです！！

確かに酒は呑むタバコは吸うシメチャメチャ仕事をしていました。23歳サラリーマン時代から起業独立後、社長を辞めるまで20年間寝る以外は1日16時間1年366日仕事をしていた様な気がします。病気に縁がなく、また忙しくて風邪をひく暇がなかったというのが正直なところです。有難い事です！！

こんな体が頑強な私なので、死ぬ時はコロッと！！逝くなというのが私の第六感でした。30歳の頃メチャクチャ仕事をしていましたし、病院が恋しかったのもあります。人間ドックを初めて受けて、1年に1回健康でも自分の体をチェックする意味で受け続けています。

社長を辞めて東京事務所を出す年に、43歳で初めて人間ドックで高血圧で引っかかりました。疲れっぽくて疲れっぽくて仕方なかったので、太りすぎの肥満体の体重を20キロ減で67キロまで落としました。これで高血圧をクリアしました。死んだら元も子もありませんので！！そして仕事をしない努力をしました！！1日の睡眠時間5時間未満を8時間睡眠とるように心がけました。今も仕事をし過ぎない努力→8時間の睡眠を取る努力をしています。

健康があつての人生ですし豊かさだからです。健康とは心身の健やかさです。日本は高度成熟社会なので、肉体的な健康より情報氾濫とスピードで人間関係につまずき精神的に不健康になっていく人が多いのが社会現象です。

戦後の日本の諺では『風邪は万病の元』と言われていますが、現代版は『ストレスは万病の元』と私は考えています。人間は、家族・学校・会社・地域・国家などの組織の中で生きています。人間関係などで成り立っています。人間関係や色々の事でストレスを感じたり溜め込んだりする事が成熟社会の特徴です。

ストレスが全ての病気の誘発要因となることは、医学的にもある程度証明されています。ストレスを溜めない努力を心がけています。したがって私の場合はいつも笑っているのでノー天気に見えるみたいです。

『健康力』とは、肉体的な健康とストレスを溜めない精神的な健康が保持された時に本当に健康だと言えます。不安定な時代だからこそ精神的に健康でポジティブに物事を捉え肉体的に健康で行きたいものです！！

みなさまにとり良い1年であります様に！！

(東京事務所にて 大成経営コンサルティンググループ会長 石本 記)



会長ブログ：自由人石本の毘沙門天世界放浪記
毎日更新しています！是非読んでください！
<http://www.taisei-go.co.jp/blog>

FZC：いまさら聞けない相続税の仕組シリーズ

速報 「平成23年度 税制改正大綱 相続税・贈与税編」

1

相続税の基礎控除が減額されます。

増税

基礎控除	現行	改正案
定額控除	5,000万円	3,000万円
法定相続人比例控除	1,000万円× 法定相続人の人数	600万円× 法定相続人の人数

平成23年4月1日以降の
相続・遺贈により取得する財産に係る
相続税について適用となります。

2

相続税の税率の見直し

増税

法定相続分に応ずる各取得金額	現行税率	改正税率
2億円超3億円以下	40%	45%
6億円超	50%	55%

左表の金額の場合、相続税の税率が5%増える事になります。
これ以外の場合は従前通りです。
最高税率が55%になってしまった事は該当する方にとっては
大きな負担増と言えるでしょう。
平成23年4月1日以降の相続・遺贈により
取得する財産に係る相続税について適用となります。

3

贈与税の税率構造の見直し

20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税の税率構造

法定相続分に応ずる各取得金額	現行税率	改正税率
300万円超400万円以下	20%	15%
400万円超600万円以下	30%	20%
600万円超1,000万円以下	40%	30%
1,000万円超1,500万円以下	50%	40%
1,500万円超3,000万円以下		45%
3,000万円超4,500万円以下		50%
4,500万円超の金額		55%

減税

現行よりも贈与税の税率階層が細分化され、
3,000万円以下までの贈与の場合には現行よりも
低い税率になっています。
これは20歳以上の者が直系尊属から
贈与を受けた場合の改正点ですが
その他の場合は1,000万円超の
場合が若干変わりますが割愛します。
(原則として)平成23年1月1日以降の贈与により
取得する財産に係る贈与税について適用となります。

※300万円以下の場合には、従前通りとなります。

4

相続時精算課税制度の適用要件の見直し

良くなった

- ①受贈者の範囲に、20歳以上である孫（現行では推定相続人のみ）を追加
- ②贈与者の年齢要件を60歳以上（現行では65歳以上）に引下げ
(原則として)平成23年1月1日以降の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用となります。

今回の税制改正の大綱をみますと、相続が発生した時に係る税金は増税されているようです。
今迄の税制では、相続税が掛らなかった方も基礎控除が下がった事により、より多くの方に相続税の負担が発生するよう
です。相続税の負担が拡大する中、亡くなる前に財産を分ける、いわゆる生前贈与の贈与税の負担は、減されるよう
です。これは、お金を使う若年世代への贈与をしやすくする事で高齢者の保有資産の早期移転を促し、費の拡大を狙った改正点だ
と思います。今回の改正によってより、生前の対策が非常になると考えられます。

今回の改正または、相続・贈与についてのお問い合わせは、(株)船井財産コンサルティング熊本にいつでもご連絡ください。

編集後記：みなさま、明けましておめでとうございます。今年はどうな年にしたいですか？
みなさまの1年が素晴らしい年になりますように、心よりお祈り申し上げます。